

19 認定農業者になりたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村等の認定を受けることで、各種の支援を受けられます。

➤【認定農業者制度】

認定までの流れ

農業者自らが「農業経営改善計画」を作成

市町村等へ申請

市町村等が認定

認定農業者

農業経営を営む区域（農用地又は※農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合 ➡ それぞれ都道府県・国

認定は、市町村の設定した目標（基本構想）に照らして適切なものであるか等を審査します。

「農業経営改善計画」の書き方などは、市町村、農協、普及指導センター等がサポートします！

経営内容の相談などは、「農業経営相談所」が支援します！



特徴

- ・ 自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、認定を受けることができます。
- ・ 認定の判断基準は、営農類型に関わらず「所得」で統一して判断します。
- ・ 5年後の所得目標が市町村の設定した目標を下回っていても、意欲的な経営改善の取組みにより将来的に市町村の設定した目標の達成が見込まれる場合は、認定を受けることができます。
- ・ 農畜産物の生産以外の収入も計画に含めることができます。

支援内容

認定農業者に認定されると以下のメリット措置を受けられます

- ◆ 経営所得安定対策 ➤➤ 33番 50ページへ
 - ・ 生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）
 - ・ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ◆ 融資 ➤➤ 23番 39ページへ
 - ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・ 農業近代化資金
- ◆ 農業経営基盤強化準備金制度 ➤➤ 32番 49ページへ
- ◆ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ ➤➤ 26番 42ページへ
- ◆ 農業者年金の保険料支援 ➤➤ 64番 102ページへ

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、都道府県、
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-6744-2143）

20 集落営農等の法人化を進めたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

経営相談等をした集落営農等が法人化する取組を支援します。

▶【事業名：農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業】

対象となる方

○法人化の取組

農業経営者サポート事業等による経営相談・診断を活用し、集落営農若しくは複数個別経営を法人化した者又は法人同士の統合等により新たな法人を立ち上げた者



支援内容

○法人化した場合に定額 25 万円

補助金の交付申請に当たっては、登記事項証明書が必要になります。

特徴

経営相談・診断や法人化の取組に当たっては、『農業経営相談所』が支援します。

また、法人化した後の経営課題にも、『農業経営相談所』が対応します。

◆『農業経営相談所』については、農業経営者サポート事業 ▶▶ 21番 37ページへ

お問い合わせ先

・最寄りの都道府県
・農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

21 農業経営のアドバイスを受けたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

県段階の『農業経営相談所』において、農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者の就農定着、労務環境の改善・管理など、農業者固有の課題に的確に対応するため、専門家による経営相談・経営診断などの取組を支援します。

【事業名：農業経営者サポート事業】

対象となる方

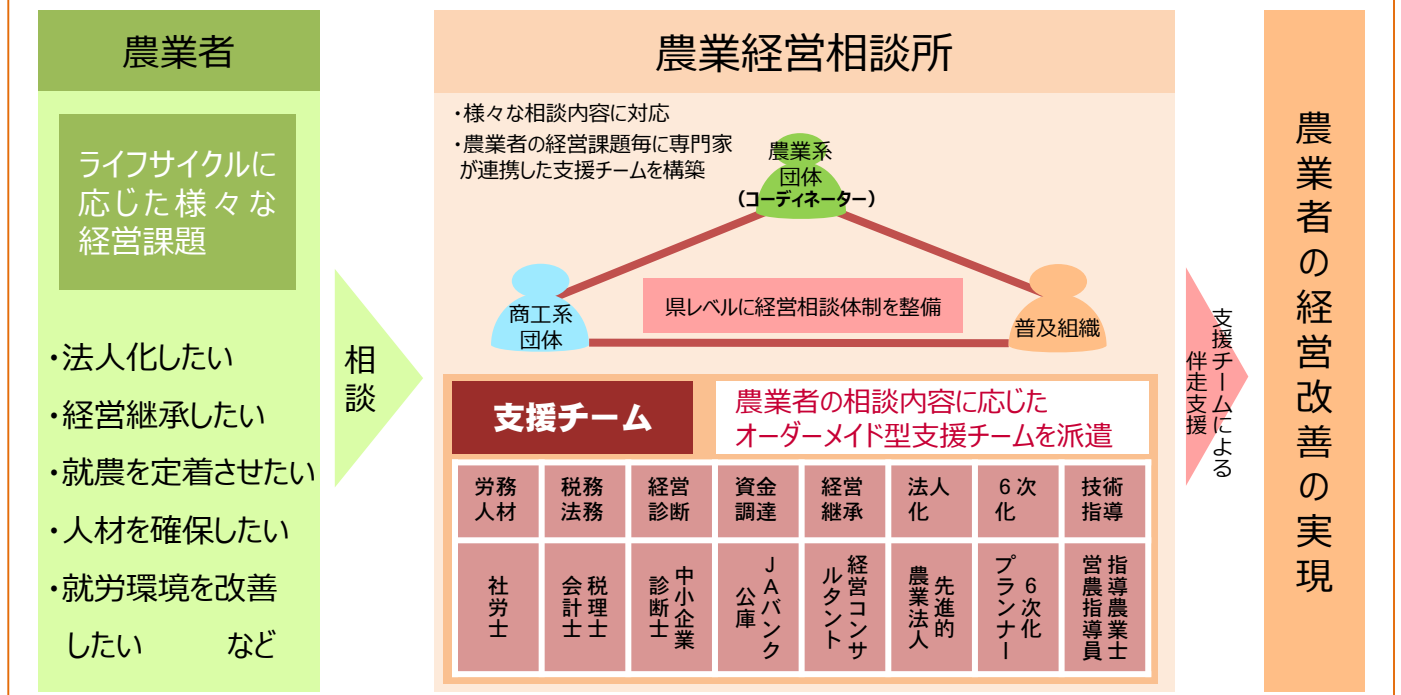
農業者（就農希望者を含む）、集落営農、農業又はその関連事業の経営改善を図る経営体

支援内容

農業者のみなさまが抱える経営上の課題それぞれの相談内容に対して、『農業経営相談所』の専門家（税理士、中小企業診断士、指導農業士など）からなるオーダーメイド型の支援チームが伴走支援しながら、経営改善する取組を支援します。（補助率：定額）

『農業経営相談所』は、都道府県段階の農業系団体、商工系団体などの機関・団体が連携して経営相談体制を構築しています。

農業経営者サポート事業



お問い合わせ先

・お住まいの都道府県
 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-6744-2143）

22 中山間地域の所得向上を図りたい

認 認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

▶【事業名：中山間地域所得確保推進事業】

対象となる方

地方公共団体、農業者団体等

なお、中山間地域所得確保計画を作成し、次のいずれかの目標設定が必要。

(1) 販売額の10%以上の増加 (2) 流通・コストの10%以上の削減

支援内容

中山間地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

○中山間地域所得確保推進事業（定額助成：最大500万円/地区）

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を実施します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を実施します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
- ⑥ 計画の実践（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）



マーケット調査、消費者動向調査



生産・加工・流通・販売分析



生産・販売戦略の検討

所得確保計画の関連事業に位置づけられると以下のメリット措置を受けられます。

- ◆ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（優先枠）
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。
- ◆ 産地生産基盤パワーアップ事業（優先枠） **▶▶ 27番 43ページへ**
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、面積要件を課さないこととします。
- ◆ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優先枠） **▶▶ 45番 64ページへ**
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、地域全体の伸び率以上の取組をする場合に、規模拡大要件を緩和することとします。
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金（優先枠） **▶▶ 58番 95ページへ**
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室事業指導班（TEL：03-3501-8359）

人と農地の問題の解決

人材を育成・確保

経営継承を支援

経営発展に向けた取組

資金の確保

機械・施設の導入

安定した農畜産物の生産

高付加価値化・輸出の取組

環境への取組

災害、収入減少への備え

その他の支援